

7月開校 鶴岡市



介護サービス科

- ◆ 介護員に必要な知識・技能を習得します。
- ◆ 「介護職員初任者研修」修了資格の取得、あなたの再就職をバックアップします。

受講生募集

訓練期間	令和5年7月7日（金）～ 令和5年10月6日（金）（3か月間） 基本時間：9：30～17：00及び9：30～16：00 休日：原則、土・日・祝日、お盆期間（8/13～8/15）
訓練場所	株式会社ニチイ学館酒田支店 鶴岡教室 鶴岡市若葉町23-38 ニチイケアセンター鶴岡（裏面「地図」参照）
定員	15名（最少催行人数10名）
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して訓練修了3か月以内の早期再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約19,000円が必要となります。また、その他諸経費は個人負担となります。なお、「介護職員初任者研修課程」の補講を実施する場合の費用は原則として有料となります。
募集締切	令和5年6月16日（金） 昼12時
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
選考会	参加者：受講申込者（欠席等の場合は選考対象者となりません。） 日時：令和5年6月23日（金） 午前10時30分から（時間厳守） ※受付時間：午前10時から午前10時20分まで 場所：産業技術短期大学校庄内校 5階 大講義室（裏面「地図」参照） 内容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具（鉛筆、ボールペン）を持参してください。

【お問合せ先】

山形県立庄内職業能力開発センター 能力開発支援担当
〒998-0102 酒田市京田三丁目57番4号
Tel 0234-31-2700
ホームページ <https://www.shonai-noukai.jp/>

◆訓練概要◆

【訓練目標】 介護職員の業務に関する基礎的知識及び技術等を習得することにより「介護職員初任者研修」修了を目指し、介護業務に関連する技能を習得するとともに、その他の就職に必要な知識等を習得する。

【目指す職務】 介護員

【訓練カリキュラム】

総訓練時間（目安）308H

科目	科目の内容	時間数
介護職員 初任者研修課程	講義 職務の理解、介護における尊厳の保持・自立支援、介護の基本、介護・福祉サービスの理解と医療との連携、介護におけるコミュニケーション技術、老化の理解、認知症の理解、障がいの理解、こころとからだのしくみと生活支援技術、振り返り	156H
	演習 こころとからだのしくみと生活支援技術	
介護関連研修	介護職のためのレクリエーション、介護予防、高齢者疑似体験、事故防止、ラフターメンタルトレーニング、学科の復習、実技の復習、修了評価等	103H
就職支援他	応募書類の書き方、面接の受け方、コミュニケーション、ビジネスマナー、就職講話、福祉講話、職場見学会等	49H

※キャリア・コンサルティングを受ける場合はその計画に従って下さい。

【訓練科PR情報】 ニチイは45年以上にわたって、資格系講座を中心に、現場で即戦力として活躍できるカリキュラムを提供し、医療・介護分野のプロフェッショナル人材を200万人以上養成してきました。介護系では100万人以上に及びます。社会に求められ、その社会の基盤を支える仕事のひとつ「介護」。お客様からの「ありがとう」の言葉に、自分が必要とされているという実感や、やりがいを感じられる仕事「介護」。一緒に一歩を踏み出しましょう。ニチイでは全力で応援します。
(株式会社ニチイ学館 酒田支店)

【選考会場】

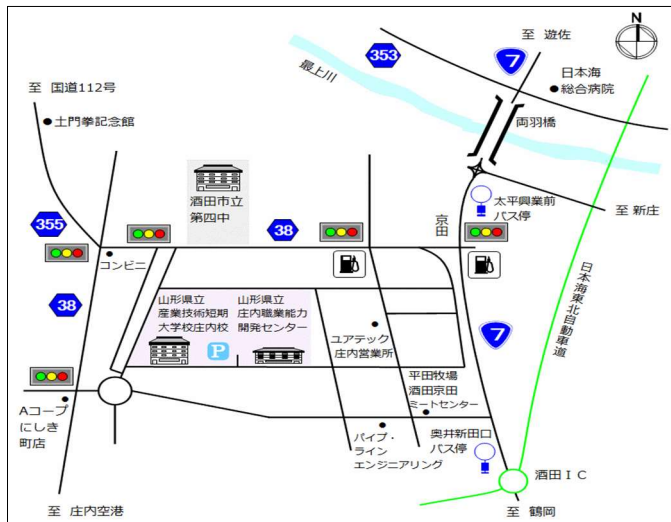
場所：産業技術短期大学校庄内校 5階 大講義室
住所：酒田市京田 3-57-4
電話：0234-31-2700

※お車で越しの際は、建物正面又は裏側の駐車場をご利用ください。

【訓練会場】

場所：(株)ニチイ学館酒田支店 鶴岡教室
(ニチイケアセンター鶴岡)
住所：鶴岡市若葉町 23-38
電話：0234-21-2621 (株)ニチイ学館酒田支店)

※無料駐車場あり。鶴岡駅から徒歩20分、庄内病院バス停より5分



◆ご相談・お申込み窓口◆

酒田公共職業安定所	〒998-8555 酒田市上安町 1-6-6	TEL 0234-27-3111
鶴岡公共職業安定所	〒997-0035 鶴岡市馬場町 2-12	TEL 0235-25-2501
新庄公共職業安定所	〒996-0011 新庄市東谷地田町 6-4	TEL 0233-22-8609

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい